

## 「賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」開催要項

(名称)

第1条 本会は、「賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に向けて、主な論点を整理し、施行に必要な各種文書の策定に関する検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。座長は国土交通省不動産・建設経済局が選任する。

2 検討会の議事の進行は座長が行う。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は非公開とする。

2 検討会の議事概要については、委員に確認を得たのち、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

3 検討会の資料は、座長に確認の上、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に向けた論点整理に関して具体的な検討を行わせるため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの委員は、座長の了解を得た上で、国土交通省不動産・建設経済局が選任する。

3 ワーキンググループの議事及び資料については非公開とし、審議の内容を検討会において報告することとする。

4 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、協議の上、定める。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局参事官付及び国土交通省関東地方整備局建政部に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要項は、令和2年8月5日から施行する。

「賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」委員名簿

【委員】

太田 秀也	麗澤大学経済学部 教授
熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部 教授
佐々木 正勝	一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 会長
末永 照雄	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 会長
土田 あつ子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 NACS消費生活研究所 主任研究員
中城 康彦	明海大学不動産学部 学部長
三好 修	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長
山田 達也	公益社団法人全日本不動産協会 常務理事

(敬称略、五十音順)

【事務局】

国土交通省 不動産・建設経済局 参事官付

国土交通省 関東地方整備局 建政部